平成３０年度益城町一般廃棄物処理実施計画

１　目　的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条及び同法施行規則第１条の３の規定に基づき、一般廃棄物を適性に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、平成３０年度益城町における一般廃棄物処理実施計画を定める。

２　計画の期間

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの１年間とする。

３　処理計画の対象区域

益城町全域とする。

面積	６５．６７ｋ㎡
世帯数	１３，４００世帯
人口	３４，０００人

４　一般廃棄物の排出の状況

過去２ヵ年間に排出された一般廃棄物の状況は次のとおりである。

区分	２８　年　度			２９　年　度			伸率
	搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計	(%)
ご　み	10,337ｔ	0t	10,337ｔ	10,116ｔ	0t	10,116ｔ	△2.2
し尿及び浄化槽汚泥	4,585Kl	0t	4,585kl	5,059Kl	0t	5,059kl	10.3

５　一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物処理（ごみ処理、し尿処理）に係る事務は収集運搬を益城町で、中間処理及び最終処分については、ごみを益城、嘉島、西原環境衛生施設組合で、し尿を御船地区衛生施設組合で行う。

区　分	収集運搬	中　間　処　理	最　終　処　分
ご　み	益城町（委託）	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合（直営・委託）	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合（委託）
し尿及び浄化槽汚泥	益城町（許可）	御船地区衛生施設組合（直営）	御船地区衛生施設組合（委託）

6　処理計画

（1）　ごみ処理実施計画

ごみの排出抑制・再資源化計画

ア　ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行う

事業名	目的・内容	適　　用
生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入助成金	生ごみを堆肥化し廃棄物の減量化を促進するため、購入者に対して助成金を交付する。	処理容器　８基 電気式処理機　６基
リサイクル推進事業助成金	ごみ減量化、生活環境保全、ごみ問題に対する意識高揚を図るため、回収団体へ助成金を交付する。	４０団体

イ　再資源の方法及び量

ごみの種類	再資源化の方法	回収量
資源ごみ	（1）月に２回紙の日を設けて新聞紙・牛乳パック等の紙を委託業者により回収する。 （2）毎週水曜日を資源ごみの日とし、ビン・缶・アルミ製品及びペットボトルの回収を隔週ごとに行う。 （3）月に１回乾電池・蛍光管を委託業者により回収する。 （4）毎週１回プラスチック製容器包装を委託業者により回収する。	ビン類　141t 紙類　135t アルミ缶　18t スチール缶　111t ペットボトル　110t プラスチック 製容器包装　110t 牛乳パック　2t 乾電池　4t 蛍光管　2t

7　収集・運搬計画

（1）　収集運搬するごみの種類と方法

ア　排出者

収集運搬は、一般家庭から排出されるごみとする。事業活動によって生じるごみは許可業者に収集運搬を委託するか、自ら適正処理を行うか、もしくは最終処分場へ直接搬入する。

植木などの剪定くずについては、一般廃棄物処理業者へ委託できるものとする。一般家庭については、指定ごみ袋にいれて排出してもよい。

イ　分別

収集運搬は、燃えるごみ（紙屑、生ごみ等）、燃えないごみ（われもの類、鉄製なべ等）、資源ごみは、ビン・缶類、紙類（ダンボール・新聞紙・雑誌チラシ・牛乳パック類）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、乾電池・蛍光管の７種類に分けて実施する。粗大ごみは、自ら収集運搬を委託するか、もしくは直接搬入する。

ウ　収集主体

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは委託業者、事業活動によって生じるごみは許可業者が収集運搬する。

エ　本町での処理が困難な一般廃棄物

他市町村に存在する処理施設へ委託して処分する。

ごみの種類		収集主体	収集方式	収集回数	収集袋	収集運搬業者（住所・氏名）
家庭系	可燃ごみ	委　託	ステーション	週２回	指　定	上益城郡益城町大字安永４０４－１４ （有）出　崎　商　会 上益城郡益城町大字寺迫１３３０－２ （有）益　城　清　掃
	不燃ごみ	委　託	ステーション	月１回	指　定	
	粗大ごみ	委　託	自宅庭先	随　時		
	資源ごみ	委　託	ステーション	毎週１回 毎月１回 毎月２回	指　定	
事業系ごみ		許　可				上益城郡益城町大字安永４０４－１４ （有）出　崎　商　会 上益城郡益城町大字寺迫１３３０－２ （有）益　城　清　掃

（２）　収集区域の範囲と収集運搬するごみの量

（収集区域の範囲は益城町全域とし、収集は委託業者による。）

ごみの種類	計画収集人口（人）	自家処理人口（人）	計画収集量（ｔ）		直接搬入量（ｔ）	自家処理量（ｔ）
可燃ごみ	３４，０００		直営 委託 許可 可燃ごみ計	 ５，９００ ２，７００ ８，６００	９００	
不燃ごみ	３４，０００		直営 委託 許可 不燃ごみ計	 １６５ ０ １６５	１	
資源ごみ	３４，０００		直営 委託 許可 資源ごみ計	 ６６３ ６０ ７２３	８	
粗大ごみ	３４，０００		直営 委託 許可 粗大ごみ計	 ３５ １７ ５２	４８５	

※　資源ごみの自家処理はリサイクル業者へ直接搬入

８　中間処理計画

（１）　中間処理施設に搬入されるごみの搬入者別内訳量

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

資源ごみは、委託業者の処理計画による。

（２）　処分方法

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

資源ごみは、委託業者の処理計画による。

（３）　処理施設の概要

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

資源ごみは、委託業者の処理計画による。

９　最終処分計画

（１）　施設に搬入されるごみの内訳

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

（２）　埋立計画

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

（３）　最終処分場の概要

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

１０　その他

（１）　特別管理一般廃棄物

ア　ＰＣＢを部品中に用いた廃電気製品

持ち込まれたＰＣＢを部品中に用いた廃電気製品については、メーカーにより当該部品を除去した後、中間処理、埋立処分を行う。

イ　ばいじん

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

ウ　感染性一般廃棄物

町では処理しない。

（２）　適正処理困難物

ア　特定家庭用機器再商品化対象品目

特定家庭用機器再商品化対象品目については、家庭機器小売店及び許可業者に委託すること。

イ　その他の廃棄物

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の処理計画による。

（3）　住民に対する広報啓発活動等

ア　ごみ問題対策協議会の設置

ごみの減量化及び資源化を図ることを目的として、行政と住民が一体となってあらゆる方策を協議し、明るく住み良い豊かな生活環境をつくるため、益城町ごみ問題対策協議会を設置する。

イ　ごみ問題対策協議会委員

委員は地域住民の代表者、婦人会、老人クラブ連合会、町Ｐ連、議会、商工会、学識経験者等２０名以内をもって構成する。

（4）　関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

ア　本町及び他市町村の間での一般廃棄物の移動（本町域内で発生する一般廃棄物が他市町村で処理される場合及び他市町村で発生した一般廃棄物が本町内の一般廃棄物処理施設で処理される場合をいう。ただし、本町又は他市町村がその事務として一般廃棄物の処理を委託する場合を除く。）については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調和が保たれていることが必要であることから、このための調整等に必要な事務手続きを行い、本町と当該関係市町村のそれぞれの一般廃棄物処理計画の整合が図られた場合のみこれを認めるものとする。

本町では事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間での移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ町内への持込み又は町外への持出しを認めることとする。

イ　町外から町内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず及び食品循環資源の持込みであって、排出事業者又はこれらを処理する本町の一般廃棄物処分業者があらかじめ本町の承認を受けた場合。

ウ　町内から町外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず及び食品循環資源の持出しであって、排出事業者又は本町の一般廃棄物運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管轄する市町村の書面による承認を受けた場合。

（5）　災害時に発生するごみ

必要に応じて益城町地域防災計画及び今年度中に策定予定の災害廃棄物処理計画に基づき適正処理を行うものとする。

１１　生活排水処理実施計画

生活排水処理人口

１計画処理区域内人口	34,000 人
２水洗化・生活排水処理人口	31,240 人
(1) 下水道	28,919 人
(2) 農業集落排水処理人口	1,750 人
(3) コミニティ・プラント	0 人
(4) 合併処理浄化槽	571 人
ア　補助合併処理浄化槽	470 人
イ　その他合併処理浄化槽	101 人
３水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2,020 人
４非水洗化人口	740 人
(1) 計画収集人口	740 人
(2) 自家処理人口	0 人
５計画処理区域外人口	0 人

収集運搬

（1）　収集運搬する生活排水の種類と方法

（ア）種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

（イ）方法

許可業者により収集する。

（ウ）収集回数及び収集方法

し尿については、月１回の個別収集を実施する。浄化槽汚泥については、各戸から許可業者への依頼により個別収集を実施する。

生活排水の種類	収集主体	収集運搬業者（住所・氏名）
し　　尿	許可	上益城郡益城町大字安永４０４－１４ （有）出　崎　商　会 菊池郡菊陽町大字原水５３１３－３ 中　野　衛　生（有）
浄化槽汚泥	許可	上益城郡益城町大字安永４０４－１４ （有）出　崎　商　会 菊池郡菊陽町大字原水５３１３－３ 中　野　衛　生（有）

（2）　収集運搬する区域と収集運搬するし尿、浄化槽汚泥の量

益城町全域とする。

種類	計画収集量				
	直営	委託	許可	計	自家処理量
し尿			1,048kl	1,048kl	0kl
浄化槽汚泥			3,036kl	3,036kl	
農村集落汚泥			773kl	773kl	
合計			4,857kl	4,857kl	
種類	計画収集量				

（3）　中間処理計画

ア　中間処理施設へ搬入されるし尿、浄化槽汚泥の搬入者別内訳量

御船地区衛生施設組合の処理計画による。

イ　処分方法

御船地区衛生施設組合の処理計画による。

ウ　処理施設の概要

※　下水道施設名

益城町浄化センター

※　農業集落排水施設名

福田処理区農業集落排水処理施設

（4）　最終処分計画

ア　処分する量

御船地区衛生施設組合の処理計画による。

イ　処分方法

御船地区衛生施設組合の処理計画による。

ウ　処理施設名

御船地区衛生施設組合の処理計画による。